

加古川市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和4年4月改正

加古川市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が交通事故により死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において、関係機関が連携して「緊急合同点検」を実施し、必要な対策内容について協議し、さまざまな安全対策を実施してきました。

このたび、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に実施するため、関係機関の連携体制を構築し、「加古川市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

通学路の安全確保に関し連携を図るために、以下の関係機関で構成する「加古川市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

なお、平成26年12月より加古川市PTA連合会の代表及び国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所の2団体が、新たに安全推進会議の構成員に加わりました。また、令和4年4月より、通学路の安全確保に向けた取組の情報共有及び中学生の通学経路の危険性や中学校での取組等の意見を取り入れるため、加古川市立中学校 校長会からオブザーバーが加わりました。

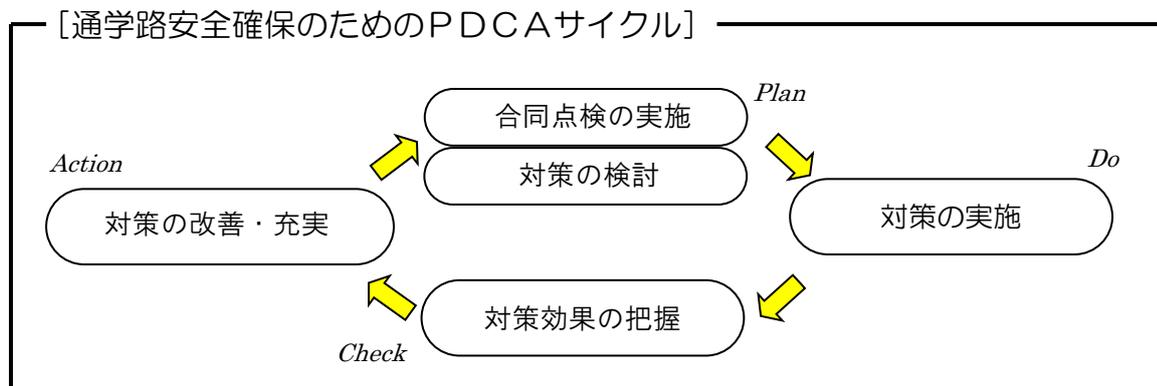
- ・加古川市教育委員会 教育総務部 学務課
- ・加古川市 建設部 道路保全課
- ・加古川市 建設部 土木総務課
- ・加古川市 市民協働部 生活安全課
- ・加古川市立小学校 校長会
- ・兵庫県 加古川土木事務所
- ・兵庫県 加古川警察署
- ・加古川市PTA連合会の代表
- ・国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所
- ・加古川市立中学校 校長会（オブザーバー）

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を「PDCAサイクル」として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回、合同点検を実施します（上記にかかわらず、特に危険と考えられる箇所については、必要に応じて合同点検を実施します。）。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、「通学路安全推進会議」において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○ 合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、道路管理者、警察、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、「歩道等の整備」・「防護柵の設置」のような『ハード対策』や、「交通規制」・「交通安全教育」のような『ソフト対策』などを対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への状況調査や実地調査などにより、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。